

確認事項

* 申請書及び添付書類による確認

下表の運用基準により確認を行う。

①身体障がい、知的障がい、精神障がいにより歩行が困難な方、あるいは発達障がい等により歩行に介助者の特別な注意等が必要な方で、次に該当する者。

◆身体障がい者（○が該当。－は、等級の設定がないことを表す。）

身体障がい区分		等級					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい		○	○	○	○		
聴覚障がい		－	○	○		－	
平衡機能障がい		－	－	○	－	○	－
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい		－	－			－	－
上肢不自由		○	○				
下肢不自由		○	○	○	○	○	○
体幹不自由		○	○	○	－	○	－
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	○	○				
	下肢機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障がい		○	－	○	○	－	－
じん臓機能障がい		○	－	○	○	－	－
呼吸器機能障がい		○	－	○	○	－	－
ぼうこう又は直腸の機能障がい		○	－	○	○	－	－
小腸機能障がい		○	－	○	○	－	－
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい		○	○	○	○	－	－
肝臓機能障がい		○	○	○	○	－	－

◆知的障がい者 療育手帳の障害程度欄「A」の者

◆精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」の者

◆発達障がい者等 歩行に介助者の特別な注意が必要と医療機関、療育機関等が認めた者

②高齢、難病等により歩行が困難な方で、次に該当する者

◆高齢者 介護保険の要介護状態区分が「要支援1、2」又は「要介護1～5」の者

◆難病患者 特定疾患医療受給者

◆その他 診断書等で歩行が困難であると認められる者

③一時的に歩行が困難な方で、次に該当する者

◆けが人 車いす、杖等の使用が必要であると認められる者

◆妊産婦等 妊娠7ヶ月から産後1年半までの者（産後については、1歳6ヶ月未満の子どもを同伴する場合に限る。）又は1歳6ヶ月未満の子どもを同伴する者

（多胎の場合、妊娠7か月から産後3年 までの方又は 3歳 未満の子どもを同伴する方）